

ID: 161

担当部署: みどり環境部 資源循環推進課

処分の概要	一般廃棄物処理手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 第22条第1項		
例 規 番 号	平成13年条例第127号		
【根拠条文】 (一般廃棄物処理手数料) 第22条 市長は、廃棄物の処理に関し、別表に掲げる廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)を、廃棄物を排出する者から徴収する。ただし、指定収集廃棄物を排出するため指定収集袋を購入し、又は一般家庭から排出する粗大ごみを処理するため粗大ごみ処理シールを購入した場合は、指定収集袋又は粗大ごみ処理シールの購入をもって手数料の納付があったものとみなす。 2 既に納付した手数料は還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文、第23条及び西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第11条の規定による。 根拠条文及びの規定による。 (手数料の算定) 第23条 市長は、前条に規定する手数料について、その廃棄物の重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないとき、規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。 (一般家庭から排出される粗大ごみの処理手数料) 第11条 条例別表に規定する規則で定める一般家庭から排出される粗大ごみの廃棄物処理手数料の額は、別表第1のとおりとする。 (手数料の徴収方法) 第12条 条例第22条の規定による廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)は、納入通知書により徴収する。ただし、一般家庭から排出される粗大ごみ、し尿及び指定収集廃棄物に係る手数料については、次に掲げるものを購入することによりこれに代えることができる。 (1) 粗大ごみ処理シール(様式第3号) (2) し尿処理券(様式第3号の2) (3) 指定収集袋(可燃ごみ・不燃ごみ兼用袋 様式第3号の3) (4) 指定収集袋(プラスチック容器包装類専用袋 様式第3号の4)			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日